

災害時等における輸送拠点としての施設提供等に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と株式会社かりはな製作所(以下「乙」という。)とは、災害時等における輸送拠点としての施設提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、狛江市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙の所有する施設の一部を支援物資等の輸送拠点として使用すること及び乙が支援物資等の輸送に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用する施設)

第2条 輸送拠点として使用できる施設は、乙が所有する以下の施設とする。ただし、使用する範囲は、乙の指示に従うものとする。

- (1) 本社 東京都狛江市中和泉三丁目28番1号
- (2) 府中営業所 東京都府中市是政四丁目23番

(協力の要請)

第3条 甲は、輸送拠点として施設を使用する必要が生じた場合、又は支援物資等の輸送の必要が生じた場合は、乙に対し文書により協力を要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

(輸送拠点の管理等)

第4条 輸送拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 輸送拠点の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 支援物資の輸送拠点間の輸送等の必要がある場合には、乙は、乙の保有する車両での輸送に協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 経費負担の範囲、方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(使用期間)

第6条 輸送拠点としての使用期間は、使用開始の日から7日以内とする。ただし、状況に

より期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上使用期間を延長することができるものとする。

(使用の終了)

第7条 甲は、輸送拠点としての使用を終了するときは、乙に文書で通知するとともに、使用した施設その他の設備を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(損害賠償)

第8条 前条の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害が生じた場合は、甲がこれを賠償するものとする。

(補償)

第9条 甲は、本協定に基づき甲が要請した協力業務に従事した乙の従業員が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供しよう努めるものとする。

(適用)

第11条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年2月6日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長

松原俊雄

乙 東京都狛江市中和泉三丁目28番1号

株式会社かりはな製作所

代表取締役 社長

菱花 英寿